

第1章 高知県の個人情報保護制度のあらまし

I 個人情報保護制度とは

高度情報化社会の進展に伴い、行政の分野や民間の事業活動においても、電子化された情報が大量かつ迅速に流通するようになりました。

このことは私達の生活に多くの利便性をもたらす反面、自分の知らないところで個人情報が利用されるなど、その取扱いによっては、個人のプライバシーが侵害されるといった問題も起きています。

このため、本県では高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）を制定し、平成13年10月1日から施行しています。この条例では、大きく分けて次の3点について規定しています。

- 県が個人情報を適正に取り扱うために必要なルール
- 県が保有している自己の個人情報について、開示、訂正及び是正を求める権利
- 事業者に対する知事の指示：助言、是正勧告等

II 高知県の個人情報保護制度の概要

1 個人情報保護制度の実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。（条例第2条第2号）

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| (1) 知事 | (2) 教育委員会 |
| (3) 選挙管理委員会 | (4) 人事委員会 |
| (5) 監査委員 | (6) 労働委員会 |
| (7) 収用委員会 | (8) 海区漁業調整委員会 |
| (9) 内水面漁場管理委員会 | (10) 公営企業管理者（公営企業局） |
| (11) 議会（平成17年4月1日～） | (12) 公安委員会及び警察本部長（平成18年4月1日～） |
| (13) 県が設立した地方独立行政法人（平成21年4月1日～） | |

2 実施機関が取り扱う個人情報

(1) 個人情報取扱事務の登録等（条例第7条）

実施機関は、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、収集の目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、収集先等を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供さなければなりません。

(2) 収集の制限（条例第8条）

個人情報を収集するときは、あらかじめ事務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集します。

要配慮個人情報（本人の人種、思想、信条、社会的身分等、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める事項が含まれる個人情報）は、原則として収集できません。

また、個人情報とは原則として本人から収集しなければなりません。

(3) 利用及び提供の制限

原則として、個人情報をその取扱事務の目的以外の目的のために、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはなりません。

(条例第9条、第10条)

また、個人情報を実施機関以外のものにオンライン結合により提供する場合は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合であって、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上でなければなりません。(条例第11条)

(4) 適正管理 (条例第12条)

個人情報の漏えいや滅失、毀損を防止して、適正な管理に努める必要があります。

また、保有する個人情報は正確かつ最新なものとし、必要がなくなったものは、確実に破棄しなければなりません。

3 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等

(1) 自己の個人情報の開示請求

何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示を請求することができます(条例第15条)。公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、組織的に用いるものとして実施機関において保有しているもの(高知県公文書等の管理に関する条例(令和元年高知県条例第1号)第2条第2項)で、保有する全ての公文書が対象となります。

(2) 開示をしてはならない個人情報(以下「非開示情報」といいます。)

公文書に次に掲げる情報が記録されているときは、条例第16条により個人情報を開示してはならないことになっています。

法令秘情報	法令又は条例の規定、趣旨及び目的から、本人に対して開示してはならないと認められる情報
第三者情報	第三者の個人情報が含まれているもの。ただし、当該第三者の権利利益を侵害しないことが明らかなものを除きます。
法定代理人による請求に関する個人情報	法定代理人に開示することが本人の利益を害すると認められる個人情報
事業活動情報	生産技術、営業、経理などの情報で、開示することにより、法人等の正当な利益を害するもの
犯罪予防・捜査等情報	開示することにより、犯罪の予防、捜査などに支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
生命等の保護に関する情報	開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生ずるおそれのある情報

事務事業に関する個人情報	県や国等の事務事業に関する情報で、開示することにより次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的が達成できなくなり、又は失われるおそれがあるもの ・ 事業の公正円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの ・ 意思決定が不当に阻害されるもの ・ 県と国等との協力関係や信頼関係が著しく損なわれるもの
---------------------	--

(3) 個人情報の部分開示 (条例第 17 条)

請求された個人情報に、条例第 16 条第 1 項各号に該当し開示できない非開示情報がある場合でも、非開示情報を容易に分けることができ、また、それ以外の部分を開示することにより請求の趣旨の全部又は一部を満たす場合は、その部分について開示します。

(4) 口頭による開示請求 (条例第 23 条)

資格試験や入学試験等の結果など、実施機関があらかじめ定めた個人情報の開示請求については、口頭により行うことができ、定められた期間、定められた場所で、定められた内容を直ちに開示します。

(5) 自己の個人情報の訂正請求 (条例第 25 条)

開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるものは、実施機関に対し、その訂正を請求することができます。

(6) 自己の個人情報の是正請求 (条例第 29 条)

自己の個人情報を実施機関が条例又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) の規定に違反して取り扱っていると認めるものは、実施機関に対し、その取扱いの是正を請求することができます。

(7) 開示請求等の窓口

県庁本庁舎 1 階に個人情報保護制度の窓口として個人情報コーナーを設置しています。開示請求等は、個人情報コーナー及び各出先機関の窓口で受け付けています。

(8) 開示請求等から決定までの手続

開示請求等から決定、開示 (訂正請求の場合は訂正、是正請求の場合は是正) までの基本的な事務の流れは、情報公開制度の場合と同じですが、次の表は、開示請求、訂正請求及び是正請求それぞれについて、請求できる者、請求の方法及び実施機関の対応について概要を説明したものです。

	開 示 請 求	訂 正 請 求	是 正 請 求
請求できる者	① 本人 ② 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 ※特定個人情報にあつては②のほか、本人の委任による代理人も請求可能 ③ 死者に関する個人情報については、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者（当該死者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）及び2親等以内の血族並びに死亡した未成年者又は成年被後見人の生前における法定代理人）		
請求の方法	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の提出 個人情報の本人又は法定代理人等であることを証明する書類の提出又は提示（本人が請求する場合は官公庁が発行する身分証明書等。法定代理人等が請求する場合は、代理人等の本人であることを確認できる身分証明書等のほか、個人情報の本人との関係を証明するもの） 		
		<ul style="list-style-type: none"> 事実を証明する資料の提出 	
実施機関の対応	請求書を受理した日から起算して原則15日以内に開示・非開示を決定し、請求者に通知する。	必要な調査を行い、請求書を受理した日から起算して原則30日以内に訂正・非訂正を決定し、請求者に通知する。訂正する旨の決定を行った場合は誤りのあった個人情報を速やかに訂正する。	必要な調査を行い、請求書を受理した日から起算して原則30日以内に是正・非是正を決定し、請求者に通知する。是正する旨の決定を行った場合は速やかに削除又は利用・提供を中止する。

(9) 審査請求

個人情報の非開示や部分開示などの決定や、訂正請求、是正請求に対する決定について不服のある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び条例第33条に基づき、実施機関に審査請求をすることができます。

審査請求があつた場合、各実施機関は、条例第33条の3の規定に基づき高知県個人情報保護審査会に諮問し、審査会の答申を尊重して決定を行わなければなりません。

審査請求があつた場合の基本的な事務の流れは、情報公開制度の場合と同じです。

4 事業者が取り扱う個人情報の保護

(1) 指導及び助言（条例第38条）

知事は、事業者が個人情報の保護に関し必要な措置を自主的に講ずるよう指導及び助言を行うこととなっています。

(2) 不適正な取扱いに対する措置（条例第39条）

知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な範囲において、説明又は資料の提出を求めることができます。

また、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、個人情報

保護制度委員会の意見を聴いた上で、その取扱いを是正するよう勧告することができます。

さらに、説明若しくは資料の提出に正当な理由なく応じなかったときや、勧告に従わなかったときは、個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、事実を公表することができます。

(3) 苦情の処理（条例第40条）

知事は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、速やかに処理しなければなりません。

5 附属機関

(1) 高知県個人情報保護制度委員会（条例第35条）

個人情報保護制度の適正な運用を図り、なお一層の充実、発展を期するため、個人情報保護制度委員会を設置しています。

制度委員会の主な機能は、次のとおりです。

ア 条例によりその権限に属させられた事項を行うこと。

イ 個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関に意見を述べること。

ウ 住民基本台帳法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議すること。

制度委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱します。

制度委員会の委員は、次の表のとおりです。

(令和元年8月1日現在)

氏名	役職等	備考
稲田 知江子	弁護士	副会長
池田 憲彦	西日本電信電話(株)高知支店副支店長	
門田 登志和	公益財団法人高知県人権啓発センター理事長	会長
関 良子	高知大学人文社会科学部 准教授	
浜永 鈴美	社会福祉法人日高村社会福祉協議会事務局長	
福島 和彦	(株)テレビ高知編成営業局次長	
福本 昌弘	高知工科大学情報学群 教授	

(任期は2年。現委員の任期は令和3年7月31日まで) (50音順)

(2) 高知県個人情報保護審査会（条例第 36 条～第 36 条の 9）

開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは訂正請求に係る不作為について審査請求があった場合に、諮問に応じて審査を行うため、個人情報保護審査会を設置しています。

審査に当たっては、より一層簡易迅速な救済を図るため、審査会に対しては、実施機関から諮問を受けてから 90 日以内に答申するよう努力義務が課せられています。

審査会の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱します。

審査会の委員は、次の表のとおりです。

（令和元年 10 月 1 日現在）

氏 名	役 職 等	備 考
高見 節生	高知県人権啓発センター研修講師	
根 岸 忠	高知県立大学文化学部准教授	
林 千代子	家事調停委員、保護司	
藤原 潤子	社会保険労務士	副会長
山岡 敏明	弁護士	会長

（任期は 2 年。現委員の任期は令和 3 年 9 月 30 日まで）（50 音順）